



# 島根県報

平成22年7月9日（金）

第2,203号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の指定	（高齢者福祉課）	2
保安林予定森林	（森林整備課）	2
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	（中小企業課）	2

**【公 告】**

開発行為に関する工事の完了	（都市計画課）	3
---------------	---------	---

**告 示****島根県告示第452号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、同法第85条第1号の規定により告示する。

平成22年7月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
介護の森山合同会社	居宅介護支援	介護の森山	出雲市古志町906番地	平成22年7月1日

**島根県告示第453号**

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年7月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

出雲市所原町字榎ヶ谷1428-3、4532、4532-1、4532-2、5452-1、5453から5456まで、5457-1から5457-8まで、5458から5460まで

## 2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第454号**

平成22年島根県告示第412号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、出雲市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成22年7月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

藤増ストアー古志店・コメリハードアンドグリーン古志店 島根県出雲市古志町1052番外

## 2 意見の概要

	意 見	理 由
1	荷捌きなど店舗運営に関する騒音の軽減について、施	荷捌場近辺に、民家が点在するため。

	設の整備や職員、関係者の意識徹底（アイドリング、空ぶかしの禁止など）を図ること。 特に早朝（6時～8時）における時間帯には対策を徹底すること。	
2	周辺住民等から公害等に関する苦情があった場合には、誠心誠意対応し、その解消に向け努力すること。	周辺住民等に対し責任ある対応を求めるため。
3	工事に伴う工事車両の出入りの際に、タイヤ付着土砂、積載物の落下などにより道路の汚損・破損のないよう注意を喚起すること。 汚損・破損が生じた場合は、速やかに関係機関に連絡し、原形に復旧すること。	道路法第22条（工事原因者に対する工事施工命令等）による。

## 3 縦覧場所

出雲市産業観光部産業振興課（出雲市今市町70番地）

## 4 縦覧期間

告示の日から1週間

**公****告**

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成22年7月9日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 開発区域

八束郡東出雲町大字揖屋町字崎田2742番1、2742番5、2743番5

面積 2,713.16平方メートル

## 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取県倉吉市宮川町129-702

前田 有寿